

新たに認可・認定を受けて
平成31年4月から事業を開始する予定施設等の
利用定員について

平成30年10月17日

▼今回設定する利用定員の取扱い

- ・平成31年4月からの事業開始を目指し、内示を行った新たに認定こども園へ移行予定の施設の利用定員を仮設定し、平成31年度の2号及び3号認定子どもの新規入園募集(平成30年11月下旬実施予定)の定員に反映させる。

(※既存の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、平成30年度の利用定員で募集予定)

- ・なお、既存施設の利用定員の変更分(既存施設から利用定員の変更申請があった場合のみ)も含めて、正式な市内全体の平成31年度の利用定員については、平成31年1月開催予定の当部会で改めて協議を行い、設定する。

▼今回仮設定する利用定員の対象施設

- ・平成30年度第2回「松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会」で認可が適当と答申された幼保連携型認定こども園並びに幼保連携型以外の認定こども園で認定基準を満たした施設で、それぞれ内示を行った施設の合計5施設

(※各施設の状況は市のホームページで、平成30年度内公開中)

- ・平成30年6月30日付で廃園した宮前保育所の利用定員数の削減

▼今回仮設定する利用定員

次ページ以降参照(P2及びP3)

利用定員について

▼平成31年4月からの事業実施を目指し、認可・認定の内示を行った施設

(1) 幼保連携型認定こども園:4施設

区域	園名	30年度 の施設 形態	増減	設定する利用定員（平成31年度）						
				教育	保育					合計
				1号	2号	3号			計 (2号+3号)	
						0歳	1, 2歳	小計		
③東部	幼保連携型 認定こども園 未来こども園	保育所	30年度		30	7	23	30	60	60
			31年度	6	30	7	23	30	60	66
			増減数	6	0	0	0	0	0	6
④南部	幼保連携型 認定こども園 未来夢こども園	保育所	30年度		30	8	22	30	60	60
			31年度	6	30	8	22	30	60	66
			増減数	6	0	0	0	0	0	6
	幼保連携型 認定こども園 虹のそらこども園	保育所	30年度		30	9	21	30	60	60
			31年度	6	30	9	21	30	60	66
			増減数	6	0	0	0	0	0	6
⑧北条	認定こども園 高縄幼稚園	新制度 幼稚園	30年度	105						105
			31年度	105	24	0	12	12	36	141
			増減数	0	24	0	12	12	36	36
合計			30年度	105	90	24	66	90	180	285
			31年度	123	114	24	78	102	216	339
			増減数	18	24	0	12	12	36	54

※認定こども園高縄幼稚園の幼稚園としての従来の認可定員は280人

利用定員について

(2) 保育所型認定こども園:1施設

区域	園名	30年度 の施設 形態	増減	設定する利用定員（平成31年度）						
				教育	保育					合計
				1号	2号	3号		計 (2号+3号)		
						0歳	1, 2歳	小計		
⑤西部	認定こども園 こどものくに保育園	保育所	30年度		60	10	20	30	90	90
			31年度	3	60	10	20	30	90	93
			増減数	3	0	0	0	0	0	3
合計			29年度	0	60	10	20	30	90	90
			30年度	3	60	10	20	30	90	93
			増減数	3	0	0	0	0	0	3

～参考～

・下記の私学助成幼稚園が認可定員を平成31年度から変更予定
(愛媛県私立学校審議会にて承認され内示済み)

区域	園名	30年度	31年度	増減
②北東部	育英湯山幼稚園	240	190	▲50
③東部	育英幼稚園	240	280	40
⑥北西部	育英第二幼稚園	200	315	115
合計		680	785	105

▼平成30年度中に廃園した「宮前保育所」について

(1) 施設の利用定員

所在 区域	2号	3号			合計
		0歳	1歳	小計	
北西部	18	3	9	12	30

(2) 経緯

- ・平成30年3月9日に、保育士の退職に伴い、平成30年4月からの子どもの受け入れが困難で、平成30年度から廃園したいとの申し出。

(3) 廃園日

- ・子どもの受け入れ：平成30年3月31日まで
- ・児童福祉法による保育所の廃止：平成30年6月30日付
- ・子ども・子育て支援法による確認の辞退：平成30年6月30日付

(4) 在園児及び入園予定園児の対応

- ・当時の在園児(19名)及び平成30年4月から入園予定園児(1名)の合計20名全員が、近隣の保育所等の協力によって、転園並びに受け入れを行った。

(5) 廃園の影響

- ・所在地の「北西部」の待機児童は1名であり、待機児童への大きな影響はなかった。
- ・平成31年度の利用定員の設定から、同園の平成30年度利用定員数を差し引く。

利用定員について

▼平成31年度の利用定員の増減見込み(平成30年度中に認可・認定の内示を行った施設等の前年度比増減等)

区域	施設類型	施設名	教育	保育					合計
			1号	2号	3号			計 (2号+3号)	
					0歳	1, 2歳	小計		
③東部	幼保連携型 認定こども園	幼保連携型認定こども園 未来こども園	6	0	0	0	0	0	6
④南部	幼保連携型 認定こども園	幼保連携型認定こども園 未来夢こども園	6	0	0	0	0	0	6
		幼保連携型認定こども園 虹のそらこども園	6	0	0	0	0	0	6
⑤西部	保育所型 認定こども園	認定こども園 こどものくに保育園	3	0	0	0	0	0	3
⑥北西部	保育所	宮前保育所		▲ 18	▲ 3	▲ 9	▲ 12	▲ 30	▲ 30
⑧北条	幼保連携型 認定こども園	認定こども園高縄幼稚園	0	24	0	12	12	36	36
合計			21	6	▲ 3	3	0	6	27

※数値は平成30年度との比較値

利用定員について

～平成31年度利用定員見込み～

①支給認定別

区域	区分	教育			保育					合計 (教育+保育)
		1号	私学助成等 幼稚園	計	2号	3号			計 (2号+3号)	
						0歳	1, 2歳	小計		
①中心部	30年度	1,229	820	2,049	1,315	244	968	1,212	2,527	4,576
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	31年度	1,229	820	2,049	1,315	244	968	1,212	2,527	4,576
②北東部	30年度	227	384	611	172	27	90	117	289	900
	今回増減	—	▲ 50	▲ 50	—	—	—	—	—	▲ 50
	31年度	227	334	561	172	27	90	117	289	850
③東部	30年度	891	430	1,321	405	70	340	410	815	2,136
	今回増減	6	40	46	0	0	0	0	0	46
	31年度	897	470	1,367	405	70	340	410	815	2,182
④南部	30年度	1,701	480	2,181	820	184	553	737	1,557	3,738
	今回増減	12	—	12	0	0	0	0	0	12
	31年度	1,713	480	2,193	820	184	553	737	1,557	3,750
⑤西部	30年度	411	1,735	2,146	500	83	358	441	941	3,087
	今回増減	3	—	3	0	0	0	0	0	3
	31年度	414	1,735	2,149	500	83	358	441	941	3,090

利用定員について

区域	区分	教育			保育					合計 (教育+保育)
		1号	私学助成等 幼稚園	計	2号	3号			計 (2号+3号)	
						0歳	1, 2歳	小計		
⑥北西部	30年度	331	200	531	296	43	196	239	535	1,066
	今回増減	—	115	115	▲ 18	▲ 3	▲ 9	▲ 12	▲ 30	85
	31年度	331	315	646	278	40	187	227	505	1,151
⑦北部	30年度	443	500	943	495	80	298	378	873	1,816
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	31年度	443	500	943	495	80	298	378	873	1,816
⑧北条	30年度	270	100	370	311	42	165	207	518	888
	今回増減	0	—	0	24	0	12	12	36	36
	31年度	270	100	370	335	42	177	219	554	924
⑨中島	30年度	10	0	10	21	0	10	10	31	41
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	31年度	10	0	10	21	0	10	10	31	41
合計	30年度	5,513	4,649	10,162	4,335	773	2,978	3,751	8,086	18,248
	今回増減	21	105	126	6	▲ 3	3	0	6	132
	31年度	5,534	4,754	10,288	4,341	770	2,981	3,751	8,092	18,380

※1号は、認定こども園及び新制度幼稚園の利用定員。 ※地域型保育事業の事業所内保育事業の従業員枠は含まない。

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載(平成31年度から認可定員を変更する園も反映)

※従前の新制度施設(平成30年度時点の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業)の変更は加味しない(ただし、宮前保育所を除く)

利用定員について

②施設区分別

区域	区分	認定こども園							幼稚園			保育所					地域型保育事業		
		教育	保育				合計	教育			保育				保育				
		1号	2号	3号				計	1号	私学助成等 幼稚園	合計	2号	3号			合計	3号		合計
				0歳	1, 2歳	小計							0歳	1, 2歳	小計		0歳	1, 2歳	
①中心部	30年度	1,169	677	86	389	475	1,152	2,321	60	820	880	638	112	470	582	1,220	46	109	155
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	31年度	1,169	677	86	389	475	1,152	2,321	60	820	880	638	112	470	582	1,220	46	109	155
②北東部	30年度	35	20	0	0	0	20	55	192	384	576	152	24	74	98	250	3	16	19
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	▲ 50	▲ 50	—	—	—	—	—	—	—	—
	31年度	35	20	0	0	0	20	55	192	334	526	152	24	74	98	250	3	16	19
③東部	30年度	566	132	12	104	116	248	814	325	430	755	273	34	143	177	450	24	93	117
	今回増減	6	30	7	23	30	60	66	—	40	40	▲ 30	▲ 7	▲ 23	▲ 30	▲ 60	—	—	—
	31年度	572	162	19	127	146	308	880	325	470	795	243	27	120	147	390	24	93	117
④南部	30年度	1,381	341	65	178	243	584	1,965	320	480	800	479	85	276	361	840	34	99	133
	今回増減	12	60	17	43	60	120	132	—	—	—	▲ 60	▲ 17	▲ 43	▲ 60	▲ 120	—	—	—
	31年度	1,393	401	82	221	303	704	2,097	320	480	800	419	68	233	301	720	34	99	133
⑤西部	30年度	411	85	9	94	103	188	599	0	1,735	1,735	415	55	210	265	680	19	54	73
	今回増減	3	60	10	20	30	90	93	—	—	—	▲ 60	▲ 10	▲ 20	▲ 30	▲ 90	—	—	—
	31年度	414	145	19	114	133	278	692	0	1,735	1,735	355	45	190	235	590	19	54	73

利用定員について

区域	区分	認定こども園							幼稚園			保育所					地域型保育事業		
		教育	保育				合計	教育			保育				保育				
		1号	2号	3号				計	1号	私学助成等 幼稚園	合計	2号	3号			合計	3号		合計
				0歳	1, 2歳	小計							0歳	1, 2歳					
⑥北西部	30年度	5	69	3	33	36	105	110	326	200	526	227	40	163	203	430	0	0	0
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	115	115	▲ 18	▲ 3	▲ 9	▲ 12	▲ 30	—	—	—
	31年度	5	69	3	33	36	105	110	326	315	641	209	37	154	191	400	0	0	0
⑦北部	30年度	143	138	20	71	91	229	372	300	500	800	357	50	193	243	600	10	34	44
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	31年度	143	138	20	71	91	229	372	300	500	800	357	50	193	243	600	10	34	44
⑧北条	30年度	105	21	0	24	24	45	150	165	100	265	290	38	132	170	460	4	9	13
	今回増減	105	24	0	12	12	36	141	▲ 105	—	▲ 105	—	—	—	—	—	—	—	—
	31年度	210	45	0	36	36	81	291	60	100	160	290	38	132	170	460	4	9	13
⑨中島	30年度	10	21	0	10	10	31	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	31年度	10	21	0	10	10	31	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	30年度	3,825	1,504	195	903	1,098	2,602	6,427	1,688	4,649	6,337	2,831	438	1,661	2,099	4,930	140	414	554
	今回増減	126	174	34	98	132	306	432	▲ 105	105	0	▲ 168	▲ 37	▲ 95	▲ 132	▲ 300	0	0	0
	31年度	3,951	1,678	229	1,001	1,230	2,908	6,859	1,583	4,754	6,337	2,663	401	1,566	1,967	4,630	140	414	554

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載。

※従前の新制度施設(平成30年度時点の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業)の変更は加味しない(ただし、宮前保育所を除く) 9

～参考～

<利用定員について>

「子ども・子育て支援新制度」では、支給認定こども(1号～3号)に対する施設型給付及び地域型保育給付を法定代理受領により施設等が受けるには、市町村の確認を受ける必要がある。その確認を受ける際には、認可定員の範囲内で子どもの支給認定区分ごとに利用定員を設定する。

～各市町村で確認を受ける施設等～

- ・特定教育・保育施設・・・認定こども園、幼稚園、保育所
- ・特定地域型保育事業・・・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

<利用定員を設定する上での前提事項>

- ・認定こども園、保育所の利用定員は20人以上、幼稚園は最低利用定員を設けない。
(ただし、幼稚園型、地方裁量型認定こども園は、施設全体で20人以上に設定)
- ・認定区分(1号～3号)ごとに設定する。
{1号:3～5歳(教育を希望する子ども)、2号:3～5歳(保育を必要とする子ども)、3号:0歳と1・2歳(保育を必要とする子ども)}
- ・保育標準時間及び短時間の区分は行わない。
- ・原則として“認可定員＝利用定員”。
ただし、定員割れの場合は、利用状況を勘案し、認可定員以下の利用定員の設定が可能。定員超過の場合は、認可定員を実際の利用状況に合わせることを基本。(認可基準を満たし120%未満の弾力運用は可能)

<利用定員の設定について>

- ・施設及び事業者の意向を考慮し、最近の実利用人数の実績や今後の見込みを踏まえて設定。
- ・地方版子ども・子育て会議等(本市では「松山市子ども・子育て会議」)での意見を聴き、都道府県へ事後の届出が必要。(子ども・子育て支援法第31条第2項、第3項並びに第43条第3項)
- ・利用定員を変更する場合は、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていない(新制度の自治体向けFAQ【第16版】№104参照)が、総合的に判断していただくために審議を行う。

～参考～

<子ども・子育て支援法第31条、第43条(抄)>

第31条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

第43条

- 3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

<自治体向けFAQ【第16版】№104(抄)>

定員を減少させる場合には3か月前までに施設長が市町村長に届け出ることが必要です。

なお、利用定員を変更する場合、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていません。

利用定員について

～教育・保育施設及び地域型保育事業数の推移～

施設種別	公私別	類型等	26年度	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度(見込み)	
			施設数	施設数	前年度比	施設数	前年度比	施設数	前年度比	施設数	前年度比	施設数	前年度比
認定こども園	公立	幼保連携型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		幼稚園型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		保育所型	0	2	2	2	0	2	0	2	0	2	0
		地方裁量型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	0	2	2	2	0	2	0	2	0	2	0
	私立	幼保連携型	5	7	2	9	2	11	2	15	4	19	4
		幼稚園型	1	3	2	4	1	5	1	7	2	7	0
		保育所型	1	3	2	6	3	7	1	10	3	11	1
		地方裁量型	3	5	2	4	▲ 1	5	1	4	▲ 1	4	0
		小計	10	18	8	23	5	28	5	36	8	41	5
	合計		10	20	10	25	5	30	5	38	8	43	5
保育所	公立	直営	17	14	▲ 3	14	0	14	0	14	0	14	0
		委託	10	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
		小計	27	24	▲ 3	24	0	24	0	24	0	24	0
	私立	—	33	32	▲ 1	32	0	31	▲ 1	27	▲ 4	22	▲ 5
	合計		60	56	▲ 4	56	0	55	▲ 1	51	▲ 4	46	▲ 5
幼稚園	国立	—	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
	市立	—	5	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0
	私立	新制度	0	5	5	6	1	7	1	10	3	12	2
		私学助成等	38	30	▲ 8	26	▲ 4	23	▲ 3	16	▲ 7	13	▲ 3
		小計	38	35	▲ 3	32	▲ 3	30	▲ 2	26	▲ 4	25	▲ 1
	合計		44	41	▲ 3	38	▲ 3	36	▲ 2	32	▲ 4	31	▲ 1
地域型 保育事業	公立	小規模保育		2	2	3	1	1	▲ 2	1	0	1	0
		事業所内保育		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		家庭的保育		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計		2	2	3	1	1	▲ 2	1	0	1	0
	私立	小規模保育		4	4	10	6	17	7	24	7	24	0
		事業所内保育		1	1	5	4	6	1	8	2	8	0
		家庭的保育		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計		5	5	15	10	23	8	32	9	32	0
	合計			7	7	18	11	24	6	33	9	33	0

※平成26年度の保育所、幼稚園は、認定こども園の各認可幼稚園及び保育所部分を含まない

※各年度4月1日時点(ただし、31年度(見込み)は、平成30年10月1日時点で、平成30年度中に廃止及び認可・認定の内示を行った施設を反映)